

台湾への輸出支援事業における募集要項

1 趣旨・目的

熊本県では、台湾大手半導体企業 TSMC の進出により、台湾との交流人口の増加や経済交流の活性化が進んでいる。

熊本県商工会連合会においても、台北市進出口商業同業公会(IEAT)と MOU を締結(台湾と熊本の相互発展に向けた連携 令和 5 年 3 月)し、相互協力のもとで経済交流を開始した。

そこで、この好機を活かし、熊本県内の中小企業・小規模事業者が、競争の激しい国内市場から、海外市場にも目を向けた更なる販路開拓を図ることを目的とし、「台湾への輸出支援事業」に参加する県内中小・小規模事業者を募集する。

*IEAT とは…台湾最大の商業団体で、会員企業は現在 6,500 社余りに上る。その内訳は、製造業が 1,300 社弱、輸入業者が約 3,500 社となっており、台湾全土の主要都市に分布している。

2 支援内容

- (1) 輸出に向けた成分検査やラベル作成、手続等の支援
- (2) 台湾での商談会に向けた商品改良に係る支援
- (3) 台湾での商談会の開催
- (4) 台湾での商品 PR やテストマーケティング(予定)

3 対象者

熊本県内に本社及び事業所を有する熊本県内中小・小規模事業者

* 支援対象商品に選定された後、台湾での商談会に向けたパッケージ等の商品改良に積極的に取り組む事業者(商品改良に係る専門家による相談は必ず受けていただきます。)

* 酒類に関しては、酒造業者に限る

* 会社及び商品に関する情報を、迅速かつ正確に提供できる事業者

4 対象商品

- (1) 酒類(日本酒、焼酎、ワイン、クラフトビール等)
- (2) 食品加工品(牛肉エキス、馬肉エキスを含むものは除く)
- (3) 過去に本事業による輸出支援を受けた商品のうち、台湾輸出の商談が成立していないものであって、商談継続中ではない商品
- (4) その他、食品以外の工芸品等(カトラリー、石鹸等)で本会が適当と認めたもの(食品以外の商品については、各種法令の輸出規制があるため、事前に本会に相談すること)

* 熊本県内で製造もしくは熊本県内の原材料を使用していること

* 食肉加工品は輸出できません(エキス等含む)

* 認定施設で屠畜された牛肉(精肉)に限り輸出可能

* 食品については、半年以上の賞味期限または消費期限であること

* 台湾で既に流通している商品は対象外

5 募集事業者数

上限なし

ただし、支援する事業者(商品)は、輸出支援商品審査会で選定する。1 事業者 2 商品程度。

◆輸出支援商品審査会： 上限なし

6 輸出支援商品審査会

【1】 審査方法

●台湾輸出専門家等による書類審査(一次審査)

(1) 日 時： 令和 7 年 8 月 11 日の週(予定)

(2) 場 所： 未定

(3) 内 容： 台湾輸出に知見のある専門家等による書面審査。台湾へ輸出できる可能性の高い商品かを中心に、台湾での需要が見込める商品かなど複数の項目で総合的に審査し、40 商品程度を選定する。

※一次審査で選外となった商品についても、選外となった理由や商品に対する簡易的な評価をフィードバックする予定。

(4) 参加費用： 無料 ただし、申込みに当たっては、エントリーシートとして、SSSPシート等を作成の上、提出すること(作成に当たっては、専門家派遣事業の活用が可能)。

●一次審査結果について

(1) 日時： 令和 7 年 8 月 18 日(予定)

審査結果取りまとめ後、メールで通知する。

なお、選定された商品は、結果通知から 2 週間程度の期間のうちに最終審査に必要な試食試飲等用の商品を国内の発送拠点に送付いただきます(8 月 29 日必着となる予定)。

※ 商品の形状や食品以外の商品である場合などによって、審査に必要な商品の点数が異なるため、一次審査を通過した商品については、個別に必要な商品点数を連絡予定。

●在台湾バイヤーによる試飲試食等審査(最終審査)

(1) 日 時： 令和 7 年 9 月 12 日(予定)

(2) 場 所： 台湾(未定)

(3) 内 容： 台湾にエントリー商品を送付し、在台湾バイヤー10名等がエントリー商品のデザイン、香り、触感の確認及び試飲・試食等のうえ評価する。台湾での需要が見込める商品か、台湾へ輸出できる可能性の高い商品かなど複数の項目で総合的に審査し、12 商品程度を選定する。

(4) 参加費用： 無料 ただし、商品を審査員 10 名分程度※無償で提供していただき、主催者の指定する台湾への商品発送に係る発送拠点(国内)に送付すること。

●最終審査結果について

- (1) 審査日から2週間以内に、メールで通知する予定。
- (2) 選定された事業者については、台湾への輸出手続きをサポートする。

ただし、一部負担金※納入及び輸出に向けた成分検査等に必要な商品は無償で提供すること。(既存で商流を確立されている事業者様は個別対応のため要相談)

※ 食品であって、初めて支援を受ける商品については、10万円を負担していただきます(複数商品が支援決定された場合も1事業者当たり10万円の負担)。これまで弊会の実施する台湾輸出支援事業の支援を受けたことがある商品であって、成分検査やラベル作成が不要である商品については、6万7千円を負担していただきます。非食品の場合は、追加検査の可否によって負担金が異なりますが、概ね6万7千円～10万円程度を負担していただく見込みです。

7 輸出支援・商品改良支援

支援が決定した商品に対して、輸出に向けた成分検査やラベル作成等の手続を支援する。併せて、商談会への参加に向けて、台湾バイヤー等による商品改良に係る相談事業(商品の包装・パッケージ改良に係る相談)を行う。

相談事業は2回を予定しており、相談後の商品改良に係る経費については、事業者において負担するものとする。

8 商談会

- (1)日 時: 令和7年12月頃(未定)
- (2)場 所: 台湾(未定)
- (3)内 容: 輸出可能となった商品を台湾に持っていき、在台湾バイヤーを一同に集め、商談会を行う。
- (4)その他: 商談会の現地での対応は事務局(熊本県商工会連合会)で行うが、可能な限り、事業者が現地商談会へ参加すること(商談会参加に係る台湾への渡航費は自己負担となります。)

9 販売会

- (1)日 時: 令和8年1～2月頃(未定)
- (2)場 所: 台湾(未定)
- (3)内 容: 輸出可能となった商品について台湾百貨店等でテストマーケティングを行う。
- (4)その他: 販売は事務局(熊本県商工会連合会)で対応
参加希望の事業者は、台湾への渡航費は自己負担となります。
商品は買取販売となります。

10 費用負担について(輸出支援商品審査会において選定された事業者)

〔事業参加にあたっての費用負担〕

※事業開始時点で想定される費用について記載しています。

	項目
熊本県商工会連合会が負担する経費	○台湾での商談会に向けた商品改良に係る在台湾バイヤーへの相談に関する費用 ○台湾輸出に必要な成分(8 大栄養成分)検査に係る検査代行費用 ○放射性物質検査証明書の取得代行費用 ○輸出入での各種検査に係る費用 ○輸出用ラベルの制作費 ○テスト輸送及び商談会に用いる商品に係る費用(国内指定倉庫から台湾現地への輸送・通関に係る費用) ○商談会の実施に係る費用(会場費、スタッフ人件費等) ○輸出手続き等に関するコンサルティング費用
参加事業者が負担する経費	● <u>輸出手続き支援に係る一部負担金 10 万円又は 6 万 7 千円</u> ●商品改良に係る相談実施後の商品改良に係る費用 ●各種検査等に要するサンプル商品及び試食や展示用等に要する商品の費用 ●お持ちの販促物等のご提供

11 参加申込について

(1) 提出資料 ①申込書

②SSSP シート商品規格書

* 記載方法がわからない部分は専門家派遣等を活用して書類を作成すること。

(2) 提出期限 令和 7 年 8 月 1 日(金)

(3) 提出先 ・商工会地区の事業者は、最寄りの商工会へ

・商工会会議所地区の事業者は、最寄りの商工会議所へ

* 会員・非会員問わず申込可

(4) 問い合わせ先

【事務局】 熊本県商工会連合会 経営支援課 担当:大澤・井手

TEL: 096-359-5594

FAX: 096-325-7640

e-mail: oosawa.takafumi@kumashoko.or.jp

12 申込及び事業の流れについて

(1) 提出書類を支援機関(最寄りの商工会・商工会議所)へ提出 *8 月 1 日〆

* 支援機関において、台湾輸出の留意点、不安や疑問等の解消及び②SSSP シート、商品規格書の書類作成サポート(専門家派遣活用・無料)を行っておりますので、早めにご相談ください。

(2)支援機関から、熊本県商工会連合会へ申込資料の提出 *8月12日迄

(3)輸出支援商品一次審査(台湾輸出専門家等による書類審査)

(4)輸出支援商品最終審査(在台湾バイヤー等による試飲試食審査及び書類審査)



選定された事業者

(5)輸出手続き支援・商品改良支援

(6)台湾での商談会や販売会

13 その他留意事項

【台湾の輸出事情】

台湾は食品の品質と安全性を重視しており、輸入食品は台湾の厳格な基準を満たす必要があります。品質、残留農薬、添加物、微生物、放射線などが検査対象であり、これらの基準をクリアしなければならず、他の国への輸出に比べ、ハードルが高い状況です。

酒類の輸出にも検疫検査が適用されますが、主な焦点は品質と健康に関連する要素であり、酒類の輸出は、台湾において需要が高まっている傾向があります。アルコール飲料は、製造プロセスや成分によって品質が変わるため、検査対象となります。また、アルコール含有量や添加物の使用も検査の対象です。

【台湾でのテストマーケティング】

- ・選定された商品の販売数量分については、全て買取となります。
- ・ロット数に関しては、決定後ご相談させていただきます。